

宮城県 専門医療機関連携薬局（がん） 認定基準適合表

実績の対象期間： 年 月～ 年 月

▼ 要件を満たしている場合は☑チェックすること		
□ 1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備を有する。（第2項第1号） ・利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室等の設備 ・相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備 構造が分かる図面，写真等を添付	別紙（ ）のとおり
□ 2	高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造設備を有する。（第2項第2号） ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 <input type="checkbox"/> 段差のない入口を設置している。 <input type="checkbox"/> 車いすでも来局できる構造である。 <input type="checkbox"/> その他高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造具体的な構造（ ） 構造が分かる図面，写真等を添付	別紙（ ）のとおり
□ 3	・がん治療に係る医療機関との間で開催される会議へ継続的に参加している。（第3項第1号） ・前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えている。（第3項第2号） （参考）主な連携先の医療機関 名 称： _____ 所在地： _____ 会議の名称： _____	
□ 4	薬局を利用するがん患者のうち，半数以上の者について上記3の報告及び連絡した実績がある（②/① \geq 1/2）。（第3項第3号） 過去1年間のがん患者総数①（ ）人 うち，がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した患者数②（ ）人 ※情報提供を行った内容の写しを1回分添付（個人情報には隠すこと）	別紙（ ）のとおり
□ 5	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えている。（第3項第4号） 利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）を添付	別紙（ ）のとおり
□ 6	開店時間外の相談に対応する体制を備えている。（第4項第1号） 営業日，開店時間，開店時間以外の相談対応時間は薬局機能情報のとおり （参考）相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 文書により交付 <input type="checkbox"/> 薬袋に記入	
□ 7	休日及び夜間の調剤応需体制を備えている。（第4項第2号） 自局での対応時間 休日 : ~ : 平日（休日） : ~ : 地域の調剤応需体制がわかる資料を添付	別紙（ ）のとおり

□ 8	在庫として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制を備えている。(第4項第3号)	
	がんに係る医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し(該当部分)を添付	別紙()のとおり
□ 9	麻薬の調剤応需体制を備えている。(第4項第4号)	
	※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 麻薬小売業者の免許証の番号() <input type="checkbox"/> 免許証原本の提示	
□10	医療安全対策を講じている。(第4項第5号)	
	医療安全対策の概要 ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 医薬品に係る副作用等の報告 <input type="checkbox"/> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加 <input type="checkbox"/> その他の取組 具体的な医療安全対策の内容()	
□11	・常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、継続して1年以上常勤として勤務している(②/① \geq 1/2)。(第4項第6号) ・がんの専門性を有する常勤薬剤師を配置している。(第4項第7号)	
	常勤として勤務している薬剤師数	①()人
	継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数	②()人
	【仙台市内の薬局のみ】がんの専門性を有する薬剤師の薬剤師免許証の写しを添付	別紙()のとおり
	規則第10条の3第6項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体から認定を受けたことを証する書類の写しを添付(当該書類の原本の提示でも差し支えない)	別紙()のとおり
□12	全ての薬剤師が、がんに係る専門的な内容の研修を受講している。(第4項第8号)	
	研修の実施計画の写しを添付	別紙()のとおり
□13	地域の他の薬局に対してがんに係る専門的な内容の研修を継続的に実施している。(第4項第9号)	
	研修の実施計画の写しを添付	別紙()のとおり
□14	地域の他の医療提供施設に対してがんに係る医薬品の適正使用に関する情報を提供している。(第4項第10号)	